

保護者の皆様へ

保育園・認定こども園（長時間保育）

保育料の改定について

（平成27年4月分から）

子ども・子育て支援新制度が始まります

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」の開始が予定されています。新制度では、これまで別々に取り扱われてきた幼稚園や保育園など、小学校就学前の子どもに対する教育や保育について一体的に取り組み、地域の子育て支援も含めて、総合的に推進していくことを目的としています。

新制度に対応した保育料に変わります

新制度では、世帯の住民税額で保育料を決定することや、小規模保育所等の地域型保育事業の保育料についても区が定めることとなりました。

そのため、これまでの保育園や認定こども園（長時間保育）に係る保育料を見直し、来年4月分からの保育料を改定する予定です。

教育・保育環境のさらなる向上へ

教育委員会では、これまで良質な保育の提供と保育施設の整備に努めてまいりました。今後とも、さらなる教育・保育環境の向上に努めてまいります。保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年10月

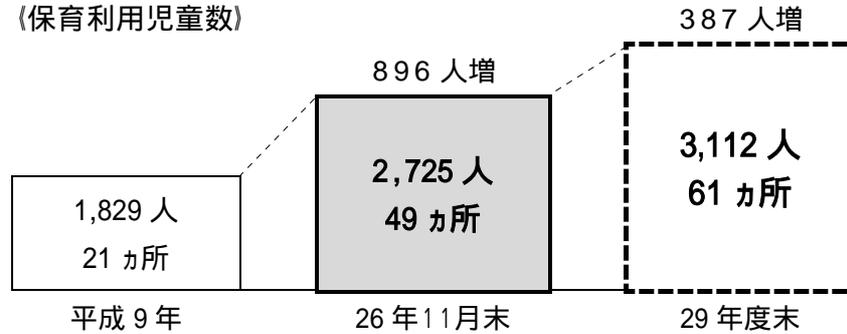
台東区教育委員会



これまで着実に保育施設の整備を進めてきました。

平成9年の前回保育料改定時より、利用児童数で約1.5倍の充実を図ってまいりました。今後も、平成29年度末までに認可保育園(3施設)、認定こども園(2施設)、小規模保育所(3施設)等を確保していきます。

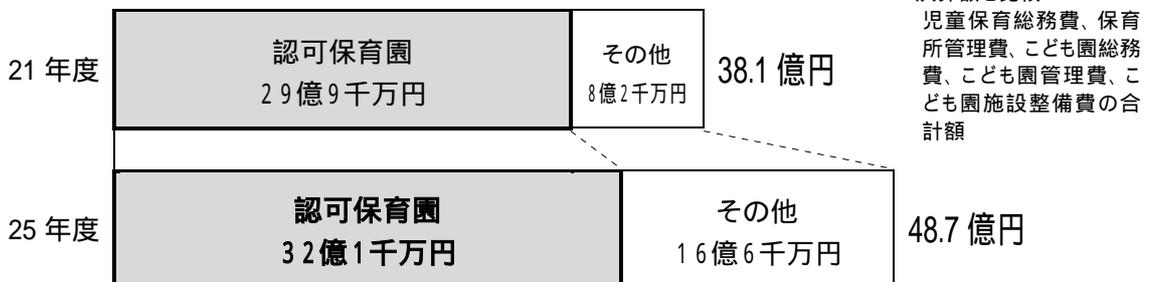
(保育利用児童数)



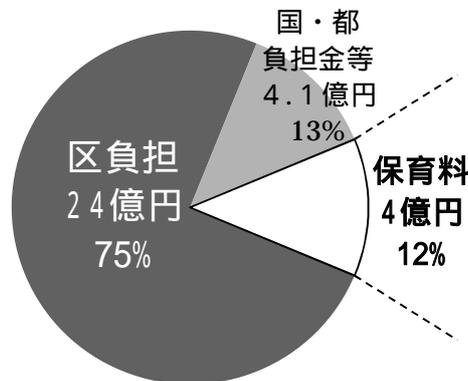
保育の経費は年々増加しています。

5年前の平成21年度から比べると、新たな施設整備やその運営費などにより、約10億6千万円増え、そのうち認可保育園の経費は約2億2千万円増えています。

(児童保育費等の経費)



(認可保育園に占める保育料の割合 25年度決算額)



ご負担いただいている保育料は、

保育士の人件費、給食の材料費、医薬品や衛生用品に係る費用、日用品や文具等の材料費などの経費の一部に充てられています。

これからの台東区は・・・

今後も児童人口の増加が見込まれています。
働きながら子育てをするご家庭が増えていくことが予想されます。
教育・保育施設の整備や職員の資質向上等を目指していきます。



教育・保育を 計画的に進めていきます。

27年4月分からの保育料はこう変わります。

子ども・子育て支援新制度では、保育の利用にかかる保育料は、これまでどおり、保護者の皆様の所得に応じた支払いが基本となります。新制度に対応した変更や、新たな軽減策も取り入れていきます。



多子世帯の負担を軽減します。

入園しているお子さんのうち、
2番目のお子さんは『半額』に、
3番目以降のお子さんは『無料』に
します。

年少扶養控除等の廃止に 配慮した階層区分を導入します。

婚姻歴のないひとり親家庭については、引き続き
寡婦(夫)控除が適用されたものとみなして算定します。

保育時間の短い方のための 保育料を設定します。

(標準時間の保育料よりも低額)

階層区分を4つ増やします。 同額の階層区分を見直します。

住民税に基づいて 保育料を決めます。

今後は、所得を証明する書類の
提出がなくなります。

ただし、台東区に住民税の課税情報がない方は、
課税証明書をご提出いただきます。

地域型保育事業の保育料は、 認可保育園と同額とします。

保育料についてのお問い合わせは、

台東区教育委員会 児童保育課 保育相談係

電話 03 - 5246 - 1234 (直通)